

以下の注意事項に関しましては、各市町村にご確認くださいよう、よろしくお願いいたします。

※事前調査に必要な書類

※行政庁によっては上記フローによらない場合もあります。

※消防用控え等、行政庁によっては別途提出図書が必要な場合があります。

▲兵庫県特定行政庁（篠山市、洲本市、三木市、淡路町、猪名川町、豊岡市、他も含む）

項目	申請者	市町村・特定行政庁	確認検査機構トラスト
事前相談	建築確認に必要な事項等についてご相談に応じます。		
受付までの流れ	<p>調査依頼書</p> <p>当センター押印後の調査依頼書を提出</p> <p>発行</p> <p>調査報告書</p> <p>発行</p>		<p>押印の上、発行</p>
受付	<p>調査報告書 + 申請図書一式 をご提出ください。</p>		<p>受付</p> <p>書類が整い次第 受付し、審査が 開始されます。</p>
受付後	<p>申請者</p> <p>発行</p>		<p>引受承諾書 + 振り込み案内書</p>
確認申請	<p>※当社にて関係消防署の同意の手続きをいたします。</p> <p>確認審査</p> <p>確認済証発行</p> <p>消防同意</p> <p>発送</p> <p>返送</p>		